



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付  
第1巻 第1号

2014年1月(第22号)

年が明けてから早いもので1ヵ月が経とうとしています。今年は皆様にとってどんな年になるのでしょうか。

「事務所だより1月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

## この号の内容

- 1 ねんきんネットをご存じですか？
- 2 産休中の社会保険料が免除されます
- 3 確定申告不要制度とは？
- 4 当事務所から

## ねんきんネットをご存じですか？

日本年金機構では、平成23年からインターネットでご自分の年金加入記録や年金見込額等が確認できるサービスを始めました。毎年誕生日月に送られてくる「ねんきん定期便」でも同様に確認できますが、「ねんきんネット」ではいつでも照会できるうえに、その他様々なメリットがあります。利用申込み方法も簡単ですので、ぜひご利用ください。

### ■主なメリット

#### ①いつでも最新の年金記録が確認できます。

年金加入記録照会サービスを利用すると、24時間いつでも新しい年金記録を確認できます。

#### ②記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易です。

年金加入記録照会の結果では、年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動などが一目でわかるため、記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易です。

#### ③将来の年金額が試算できます。

年金見込額試算サービスでは、「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」など、ご自身の人生設計に合わせた働き方等の条件にもとづいて、年金額の試算ができます。

### ■利用するには

サービスを利用するにはユーザIDが必要で、インターネットで利用申込み後、約5日程度でIDとパスワードが発行されます。また平成23年4月以降に送られてくる「ねんきん定期便」に記載されたアクセスキーを入力すると、IDとパスワードが即時発行されます。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=960>

## 産休中の社会保険料が免除されます

これまで育児休業中の社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）については、申出により会社および従業員双方の保険料が免除になっていましたが、平成26年4月1日からは産前産後休業期間中の社会保険料についても同様に免除されることとなります。これにより、出産前後の経済的負担が軽減され、子供を生んでも仕事を続けやすい環境が整えられていくことでしょう。

産前産後休業とは女性従業員が産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）および産後8週間取得できる出産に伴う休暇のことです。

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了する方が対象となりますので、忘れずに届出をしましょう。



## 確定申告不要制度とは？

まもなく確定申告のシーズンがやってきます。公的年金受給者の確定申告不要制度をご存じでしょうか。これは年金受給者の確定申告の負担を軽減するために、平成23年分の所得税から適用された制度です。公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合に対象となります。ただし、確定申告をする必要がない場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また、確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告だけは必要な場合がありますのでご注意ください。住民税の申告については、お住まいの市区町村役場でご確認ください。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201212/1.html>

## 当事務所から



事務所日より1月号はいかがでしょう。

今号で取り上げた「ねんきんネット」に先日申し込んでみました。すると数日でIDが郵送され、すぐにインターネットで最新の年金加入情報が閲覧できました。「ねんきん定期便」待たずに、いつでも手軽に加入履歴や年金見込額がチェックできてとても便利。皆さんにもおすすめです。

### 藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号  
(社会保険労務士法人アシスト 21内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美